

さらに詳しく（さらに深く、さらに広く）

情報流通プラットフォーム対処法とは

正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」です。

この法律は、インターネット上のSNSや掲示板といった情報流通プラットフォームにおける権利侵害等に対処するため、大規模なSNS事業者等を「大規模特定電気通信役務提供者」として指定し、①削除対応の迅速化、②運用状況の透明化を図る等の措置を課すものです。

具体的には、①被害者からの申し出を受け付ける方法の公表②侵害情報にかかる調査の実施③侵害情報調査専門員の選任・届出④送信防止措置の申出者に対する通知⑤削除基準の公表⑥実施状況等の公表 が義務化されます。

また、これらの義務に違反した場合には、総務大臣から勧告、命令がなされることがあり、この命令に違反した場合一億円以下の罰金が科されるなど罰則規定も設けられています。

なお、総務省は、(2025年10月末現在)法第 20 条第 1 項に基づき、以下の者を大規模特定電気通信役務提供者として指定しています。

大規模特定電気通信役務提供者	(参考)サービス名	指定日
Google LLC	YouTube	令和 7 年 4 月 30 日
LINE ヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINE オープンチャット、LINE VOOM	
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads	
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則(令和 4 年総務省令第 39 号)第 8 条第 6 項各号に定めるものを除く。)	令和 7 年 5 月 29 日
株式会社サイバーエージェント	Ameba ブログ	令和 7 年 5 月 30 日
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	

【出典：情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室】

ネット上の誹謗中傷が問われることが多い罪「侮辱罪」が厳罰化され、プロバイダ責任制限法改正によって開示請求がスピーディになり、さらに今回の改正で事業者に対して迅速な削除を義務付けることとなります。誹謗中傷対策は徐々にではありますが進みつつあると言えます。